

国立大学法人東京医科歯科大学職員兼業規則

〔平成23年3月31日〕
規則第29号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第32条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の職員の兼業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「営利企業」とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。
- (2) 「法人等」とは、公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的としない法人及び法人格を有しない団体をいう。
- (3) 「分野等」とは、研究科等に置かれる教育・研究分野並びに病院の診療部門及び管理部門等並びに国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）に規定するセンター、機構及びプロジェクト組織並びに国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成16年規則第4号）第2条、第3条及び第5条に規定する各部及び事務部並びに監査室をいう。
- (4) 「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、職務以外の他の職を兼ね、職務以外の他の事業若しくは事務に従事し、又は自ら営利企業を営む場合であつて、次に掲げる場合をいう。ただし次に掲げる場合に該当する場合であつても、職員就業規則第5条の2に規定するクロス・アポイントメント制度に基づくものは、これを除くものとする。
 - ア 営利事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねること。（以下「営利企業の役員の兼業」という。）
 - イ 営利事業を営むことを目的とする会社その他の団体のいかなる事業又は事務の職に従事すること。（アの兼業を除く。以下「営利企業の役員以外の兼業」という。）
 - ウ 職員が自己の名義（名義が他人であつても本人が営利企業を営むものと実質的に判断される場合を含む。）で営利企業を経営すること。（以下「自営の兼業」という。）
 - エ 学校、専修学校及び各種学校等の教育施設等で教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する事業若しくは事務に従事すること。（以下「教育施設等の兼業」という。）
 - オ 病院及び診療所等の医療提供施設等で医師若しくは歯科医師又はこれに準ずる職

を兼ねること。(以下「医療提供施設等の兼業」という。)

カ 学会等(学術研究上有益であると認められ、職員の職務と密接な関係がある法人等をいう。以下同じ。)の会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等(以下「会長等」という。)の職を兼ねること又は学会等の定める規則等により設置される諮問会議、委員会等の職若しくはこれに準ずる職を兼ねること。(以下「学会等の兼業」という。)

キ 法律、政令、条例、その他これに準ずるもの(以下「法令等」という。)で、特定の重要事項を調査審議等するために、国又は地方公共団体に設置されている審議会、委員会等及び国立大学法人等(本学を除く国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)、独立行政法人、地方独立行政法人又は地方公営企業で法人の定める規則等により設置される諮問会議、委員会等の職又はこれに準ずる職を兼ねること。(以下「審議会等の兼業」という。)

ク 営利企業以外の事業の団体の会長等の職を兼ね、その他いかなる事業又は事務の職に従事すること。(エからキの兼業を除く。以下「営利企業以外の団体の兼業」という。)

- (5) 「短期間兼業」とは、第4号に掲げる兼業のうち、当該兼業に従事する日数が3日以内の兼業をいう。ただし、日数の算定に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、従事間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日数が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、1年(1月から12月まで。以下同じ。)の従事する日数のすべてを合算するものとする。

(審査会等の設置)

第3条 本学に、職員の兼業に関し審査し及び重要事項を審議するため、国立大学法人東京医科歯科大学兼業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、教員の兼業を審査するため、別表に定める区分ごとに兼業審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。
- 3 審査会は、その定めるところにより、委員会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
- 4 委員会は、重要な審査事項について、審査会の開催を求めることができる。
- 5 審査会及び委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(営利企業の役員の兼業)

第4条 営利企業の役員の兼業は、原則として行うことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(次号において「役員等」という。)の職を兼ねる場合

- (2) 営利事業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学教員等の研究成果を活用する事業を実施する企業の役員等の職を兼ねる場合
- (3) 株式会社の監査役の職を兼ねる場合
- 2 前項ただし書きにかかわらず、部局等の長（国立大学法人東京医科歯科大学教員個人評価における部局等の長の評価基準（平成21年制定）別表1に定める部局等の長をいう。以下同じ。）は前項各号の兼業に従事できない。
- 3 第1項各号の兼業に係る申請手続等については、別に定める。

（営利企業の役員以外の兼業）

第5条 営利企業の役員以外の兼業は、原則として行うことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師や産業医など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
 - (2) 本学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
 - (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
 - (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
 - (5) 公益性が強く法令等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
 - (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
 - (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- 2 職員は、前項各号の兼業を行う場合は、第4項各号に該当する場合を除き、当該兼業を行う前に学長に対して許可申請を行い、許可を得なければならない。
- 3 学長は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合、前項の兼業を許可することができる。
- 4 職員は、第1項各号のいずれかに該当する兼業のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、許可を要さないで当該兼業に従事できる。この場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。
- (1) 報酬を得ないで当該兼業に従事する場合
 - (2) 当該兼業に従事することにより、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合
 - (3) 分野等の長の承認を得た場合（分野等の長が当該兼業に従事する場合を除く。以下

同じ。)

(自営の兼業)

第6条 自営の兼業に係る申請手続等については、別に定める。

(教育施設等の兼業)

第7条 職員は、教育施設等の兼業を行う場合は、第4項各号に該当する場合を除き、当該兼業を行う前に学長に対して許可申請を行い、許可を得なければならない。

2 学長は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合、前項の教育施設等の兼業を許可することができる。

3 前項にかかわらず、職責が重大等次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として許可しない。

- (1) 学校、専修学校、各種学校の長を兼ねる場合
- (2) 図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 国又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
- (4) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を兼ねる場合
- (5) 常勤の職につく場合

4 職員は、教育施設等の兼業（前項各号のいずれかに該当する場合を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、許可を要さないで当該兼業に従事できる。この場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

- (1) 報酬を得ないで当該兼業に従事する場合
- (2) 当該兼業に従事することにより、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合
- (3) 分野等の長の承認を得た場合

(医療提供施設等の兼業)

第8条 職員は、医療提供施設等の兼業を行う場合は、第4項各号に該当する場合を除き、当該兼業を行う前に学長に対して許可申請を行い、許可を得なければならない。

2 学長は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合、前項の医療提供施設等の兼業を許可することができる。

3 前項にかかわらず、職責が重大等次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として許可しない。

(1) 病院長等の診療提供施設等の長を兼ねる場合

(2) 常勤の職につく場合

4 職員は、医療提供施設等の兼業（前項各号のいずれかに該当する場合を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、許可を要さないで当該兼業に従事できる。この場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

(1) 報酬を得ないで当該兼業に従事する場合

(2) 当該兼業に従事することにより、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合

(3) 分野等の長の承認を得た場合

（学会等の兼業）

第9条 職員は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合で、かつ、分野等の長の承認を得た場合は、常勤の職につく場合を除き、許可を要さないで学会等の兼業に本務（本学における所定労働時間内に限る。次条において同じ。）として従事することができる。

2 職員は、学会等の兼業に従事した場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

（審議会等の兼業）

第10条 職員は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合で、かつ、分野等の長の承認を得た場合は、常勤の職につく場合を除き、許可を要さないで次の各号の審議会等の兼業に本務として従事することができる。

(1) 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定されている審議会等の非常勤官職の職を兼ねる場合

(2) 法令等の規定により設置されている国又は地方公共団体の行政機関の非常勤の職を兼ねる場合

(3) 国又は地方公共団体の行政機関が必要に応じて設置している調査研究協力者会議等の委員等を委嘱される場合

(4) 国立大学法人等、独立行政法人、地方独立行政法人又は地方公営企業が定める規則等により大学の職員又は学識経験者から意見等を聴取することが定められている委員会等の委員等を委嘱される場合

(5) その他前4号に準ずる職を兼ねる場合

2 職員は、第1項の兼業（第2項の規定により届け出た兼業を除く。）に従事した場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出なければならない

ない。

(営利企業以外の団体の兼業)

第11条 職員は、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合で、かつ、分野等の長の承認を得た場合は、許可を要さないで営利企業以外の団体の兼業に従事することができる。

2 前項にかかわらず、職責が重大等次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、兼業に従事することができない。

(1) 法人等の会長等を兼ねる場合。ただし、次に掲げる法人等の会長等を兼ねる場合を除く。

ア 国際交流を図ることを目的とする法人等

イ 本学学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等

ウ 奨学事業に関する法人等

エ 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等

オ その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

(2) 常勤の職につく場合

3 職員は、営利企業以外の団体の兼業に従事した場合、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

(短期間兼業)

第12条 職員は、第5条第2項、第7条第1項及び第8条第1項にかかわらず、分野等の運営や職員としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合で、かつ、分野等の長の承認を得た場合、許可を要さないで当該短期間兼業に従事できる。

2 前項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則（平成16年規則第39号。以下「職員倫理規則」という。）第2条第3項各号に規定する利害関係者からの依頼に応じて、報酬を得て短期間兼業に従事しようとする場合は、あらかじめ職員倫理規則第8条に規定する手続きを行い、倫理監督者の許可を得なければならない。

3 第1項にかかわらず、部局等の長は、短期間兼業を行う場合は、当該短期間兼業を行う前に学長に許可申請を行い、許可を得なければならない。

4 学長は、部局等の運営や部局等の長としての職責遂行に支障を及ぼすことなく、職務の公平性及び信頼性の確保に支障を生じさせない場合、前項の短期間兼業を許可することができる。

5 職員は、第1項の短期間兼業（第2項及び第3項の規定により許可を得た短期間兼業並びに報酬を得ないで従事した短期間兼業を除く。）に従事した場合、分野等の長の確認

を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

(兼業禁止の例外)

第13条 第4条から前条までの規定にかかわらず、特に学長が必要であると認めるものについては、許可することができる。

(兼業の許可期間)

第14条 許可することができる兼業の期間は、従事時間及び報酬等の条件が同一で、かつ、当該職員の任期内であれば、複数年の許可をすることができる。

2 前項において、任期の定めのない職員の場合、兼業依頼期間、その職務内容及び責任の程度等を考慮して、許可期間を決定するものとする。

(兼業の制限等)

第15条 兼業に従事する場合において、1週間平均した従事時間数の合計時間は、原則として、週16時間を超えてはならない。この場合において、月曜日から金曜日に8時間、土曜日及び日曜日に8時間を限度とする。

2 医療提供施設等の兼業で、当直又は夜勤の兼業に従事する回数は、原則として、1月4回を超えてはならない。

3 第1項の従事時間数には、第5条第4項、第6条、第7条第4項、第8条第4項、第9条、第10条、第11条及び前項の兼業並びに第12条の短期間兼業の時間数は算入しない。

4 兼業に従事することにより受ける1年の報酬の総額は、原則として、当該期間の職員の給与総額を超えてはならない。

5 第1項、第2項及び前項に規定する限度を超える場合には、委員会でその可否について審議するものとする。

6 学長は、職員の兼業の従事状況について、必要があると認めるときは、その従事状況を示す資料の提出又は説明を求めることができる。この場合において、当該職員はこれに応じなければならない。

(短日数勤務職員の兼業)

第15条の2 国立大学法人東京医科歯科大学短日数勤務に関する規則の適用を受ける職員(以下、「短日数勤務職員」という。)は、本学の所定労働時間内に第5条、第7条、第8条、第9条、第11条及び第12条に規定する兼業を行ってはならない。ただし、第9条、第12条に規定する兼業について、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 短日数勤務職員は、本学の所定労働時間外には、第5条から第12条に規定する兼業

を行うことができる。ただし、分野等の長の確認を経て、その従事状況を学長へ速やかにかつ正確に届出しなければならない。

- 3 短日数勤務職員が兼業に従事する場合は、第15条第5項に規定する報酬の総額の制限を適用しない。

(兼業の許可の取消し等)

第16条 学長は、職員が従事している兼業が、この規則の規定に反していると認めるときは、その兼業の許可を取り消す。

- 2 次の各号のいずれかに該当する職員の兼業については、当該期間に限り、原則として、兼業に従事することができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得た場合に限り、兼業に従事することができる。

- (1) 職員就業規則第14条第1項各号に規定する休職中の職員
- (2) 職員就業規則第37条第1項に規定する育児休業中の職員
- (3) 職員就業規則第38条に規定する介護休業中の職員
- (4) 国立大学法人東京医科歯科大学職員研修規則（平成16年規則第44号）第4条の2に規定するサバティカル制度を利用中の職員
- (5) 職員就業規則第38条の3第1項に規定する自己啓発等休業中の職員
- (6) 職員就業規則第38条の4第1項に規定する配偶者同行休業中の職員

- 3 学長が、職員としての職責遂行に支障があると認められた職員は、第4条から第12条の規定にかかわらず、兼業に従事することができない。

(兼業に従事する時間の取扱)

第17条 兼業は、原則として、本学における所定労働時間外（年次有給休暇を含む。）に行わなければならない。

- 2 前項にかかわらず、第9条及び第10条の兼業は、本学における所定労働時間内に従事することができる。

(職員がこの規則に違反した場合の対処等)

第18条 職員に、この規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該職員にこの規則に違反する行為があったと認められる場合においては、懲戒処分等を行うものとする。

第19条 この規則により難いと認められる場合は、学長は別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第106号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第40号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月18日規則第126号）

この規則は、平成27年5月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第145号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年2月28日規則第6号）

この規則は、平成30年2月28日から施行する。

附 則（令和元年6月26日規則第69号）

この規則は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

区 分	審 査 委 員 会 名
大学院医歯学総合研究科（医学系・生体検査科学系教員） 病院（医学系）	大学院医歯学総合研究科医学系教員、生体検査科学系教員及び病院医学系教員兼業審査委員会
大学院医歯学総合研究科（歯学系） 病院（歯学系）	大学院医歯学総合研究科歯学系教員及び病院歯学系教員兼業審査委員会
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科教員兼業監査委員会
難治疾患研究所	難治疾患研究所教員兼業審査委員会
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所教員兼業審査委員会
教 養 部	教養部教員兼業審査委員会
統合教育機構	統合教育機構教員兼業審査委員会
統合研究機構	統合研究機構教員兼業審査委員会
統合国際機構	統合国際機構教員兼業審査委員会